

令和 7 年 度 事 業 計 画

少子高齢化が進む中、医療・福祉サービスに対する需要は増大し、サービス提供内容は多様化してきている。しかし、サービス提供の根幹である医療・福祉人材の確保は非常に厳しい状況であり、当法人においても医療・福祉サービスを継続的に提供するための最重要課題である。

なかでも、福山若草園における医師不足は喫緊の課題であり、現診療体制を維持しつつ、広島県と協力し、中長期的に安定した医師の確保に向けた取組を行う必要がある。

また、支援員の採用はますます厳しい状況となっており、今後も人材確保に努めるとともに、特定技能外国人材の受入れを引き続き行い、深刻な人材不足を解消できるよう対策を行う。

昨年度は、経営課題を解決するため、リハビリテーションセンターにおいて、第3者による経営分析等の業務委託を行った。今年度は、その結果に基づく経営・運営改善策を実施し、短期的な経営改善だけでなく持続的成長を支える組織環境の醸成を図る。

そして、令和8年度からの次期指定管理受託に向けて取り組み、広島県の医療・福祉改革に貢献していける体制整備を進めていく。

地域貢献の観点からは、災害・感染時に医療・福祉の提供機能が維持できる体制を整備するため、BCPに基づく訓練・研修を引き続き実施し、計画内容については、災害・感染時に速やかに事業継続できるよう見直しを行う。

人材育成の一環として、若手・中堅職員のフォローアップ、管理職員のマネジメント力強化を推進するなど職員研修の充実を図り、若手職員の離職防止や魅力ある職場環境づくりに繋げていく。

今後も利用者から選ばれる医療・福祉サービスの提供主体であるためには、利用者のニーズに対応したサービス提供体制の整備・充実を行い、専門性の向上を図っていく必要がある。そのためには、各施設で提供しているサービスの内容や提供体制の定期的かつ客観的な評価、見直し及び再構築を行い、優秀な職員の確保、人材育成策の充実等、職員の能力を十分に発揮できる職場環境づくりに取り組む。また、昨今の情勢による職員の給与水準については、医療・福祉の報酬においても給与水準の改善が織り込まれており、法人としてより優秀な人材を確保していくため、給与制度の見直しに向けた取組を行う。

これらのことを踏まえ、指定管理10施設の管理経営並びに受託事業及び自主事業の実施に当たっては、次の基本方針を基に、以下の事項を重点的に実施する。

〈基本方針〉

- 1 利用者本位の福祉サービスの提供を基本とする。
- 2 経営基盤の強化や安定的な経営ができる体制づくりに取り組む。
- 3 ニーズに対応した質の高いサービスを提供する体制の強化を図る。
- 4 各施設の専門的機能を活用し、地域福祉の向上に貢献する。

〈重点事項〉

- 1 利用者から選択される福祉サービスの提供
利用者等のニーズを的確に把握し、利用者等から信頼され、選ばれる福祉サービスの提供に努める。
 - (1) 個々のニーズに応じた個別支援の実施と意思決定支援に向けた取組
 - (2) 在宅障害児（者）のニーズの掘り起こしと、短期入所利用の拡大に向けた取組の実施及び在宅支援機能の強化
 - (3) 医療体制の充実・強化を図り、地域から選ばれる医療・障害福祉サービスの提供
 - (4) 医療スタッフを始めとした専門スタッフの施設間連携による事業団全体でのサービスの提供
- 2 経営体制の強化
社会福祉法人としての財務管理を適正かつ効率的に進めるとともに、常に的確・健全な経営に努める。
 - (1) 広島県と協力し、中長期的に安定した医師を確保するための取組
 - (2) 広島県と協力し、障害者支援施設あけぼのの今後の在り方と方向性の検討
 - (3) サービスの提供の維持向上に向けた人員確保及び特定技能外国人材の受入れに向けた取組
 - (4) 第三者による経営分析に基づく経営改善の実施に向けた取組
 - (5) 人的、物的資源の横断的運用及び有効活用の促進
 - (6) リスクマネジメント体制の充実
 - (7) 業務の効率化等によるワーク・ライフ・バランスの改善
 - (8) 社会情勢を踏まえ、職場環境・体質改善に必要な給与制度の見直しに向けた取組
- 3 質の高いサービス体制の強化
障害者福祉制度の変革の中で、利用者から選ばれる福祉サービス提供主体となるため、より一層の専門性の向上を図る。
 - (1) コンプライアンスの徹底
 - (2) 虐待防止対策の強化、利用者の権利擁護に対する取組
 - (3) 個人情報保護対策及び職員の意識向上
 - (4) 研修・教育体制の充実及び研究活動等に対する支援策の実施
 - (5) 職員及び利用者の確保対策として広報活動等の充実
 - (6) 利用者の預り金管理体制の強化

4 専門的機能の活用による公益的な取組等の推進

各施設が有する専門的機能を活用して、地域における公益的な取組を実施するとともに、法人の専門的機能の充実を図る。

- (1) 地域に必要なサービスを提供し、地域医療・福祉に貢献するための取組の実施
- (2) 各種専門職養成校の実習・見学の受け入れによる医療・福祉分野の人材育成
- (3) 障害者福祉や障害者スポーツの理解と普及・社会参加の促進等を目的とした職員の地域派遣
- (4) 特別支援学級に在籍する中学生への放課後活動支援の実施
- (5) 障害児の地域生活支援を目的とした巡回療育相談会への理学療法士の派遣
- (6) 障害特性や関わり方を学び、保護者同士のつながりや共感性を高める講演会等の実施